

○錦江町行政改革推進委員会設置条例

平成17年9月15日条例第161号

改正

平成18年12月22日条例第44号

平成24年6月12日条例第31号

平成27年3月26日条例第22号

錦江町行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 錦江町行政改革を推進するにあたり、幅広い見地から意見を求め、町民の理解、参画及び協力を得て推進できるよう、錦江町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、錦江町の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた見識を有する者のうちから町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることを町長に要請することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第44号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月12日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の錦江町行政改革推進委員会設置条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月26日条例第22号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○錦江町行政改革推進本部設置要綱

平成17年5月12日告示第65号

改正

平成19年11月15日告示第41号

平成22年3月31日告示第17号

平成22年7月9日告示第35号

平成24年6月12日告示第43号

平成26年7月30日告示第40号

平成27年3月26日告示第12号

錦江町行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 限られた行財政資源のもとで、高度化・多様化する町民ニーズに対処できる簡素で効率的・効果的な錦江町独自の行財政改革を実施するために、錦江町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に関する計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者及び本部長が指名した者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見をもとめることができる。

(部会)

第6条 本部長は必要に応じ、所掌事務に係る部会を設けることができる。

- 2 部会員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する部会員がこれに当たる。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月2日から施行する。

前 文（抄）（平成19年11月15日告示第41号）

平成19年11月15日から適用する。

附 則（平成22年3月31日告示第17号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月9日告示第35号）

この要綱は、平成22年7月10日から施行し、改正後の錦江町行政改革推進本部設置要綱の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成24年6月12日告示第43号）

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則（平成26年7月30日告示第40号）

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日告示第12号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

教育長、総務課長、政策推進課長、企画課長、住民税務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設課長、会計課長、支所長、地域振興課長、住民生活課長、産業建設課長、教育課長、議会事務局長、農業委員会事務局長
--